

令和 7 年度

横手西部農業水利事業

吉田幹線排水路松館分水工他ゲート設備製作据付工事

特 別 仕 様 書

東北農政局 平鹿平野農業水利事業所

第1章 総 則

横手西部農業水利事業 吉田幹線排水路松館分水工他ゲート設備製作据付工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等共通仕様書」(以下「共通仕様書(施)」という。)及び「土木工事共通仕様書」(以下「共通仕様書(土)」という。)に基づいて実施する。

同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目的

本工事は、横手西部土地改良事業計画に基づき、吉田幹線排水路松館分水工ゲート設備及び皆瀬3号幹線用水路土井尻分水工ゲート設備を更新するものである。

2. 工事場所

秋田県横手市平鹿町醍醐字沖田地内他

3. 工事概要

本工事は、吉田幹線排水路及び皆瀬3号幹線用水路の水門設備製作据付工事で、その概要は次のとおりである。

(1) 松館分水工

1) ゲート設備

①型 式 ステンレス鋼製起伏ゲート (ワイヤロープ駆動方式)

②寸 法 純径間 8.0m、扉高 1.1m

③数 量 1 門

2) 電気設備 1 式

3) 付属設備 簡易スライドゲート 2 基

(2) 土井尻分水工

1) ゲート設備

①型 式 ステンレス鋼製起伏ゲート (ワイヤロープ駆動方式)

②寸 法 純径間 3.15m、扉高 1.6m

③数 量 1 門

2) 電気設備 1 式

4. 工事数量表

別紙ー1「工事数量表」のほか、第10章設計、第11章構造及び製作、第13章電気通信設備に示すとおりである。

5. 施工範囲

(1) 本工事の施工範囲は、第2章3. 工事概要に示す設備の設計、製作、輸送、据付及び試運転調整までの一切とする。

(2) 次に示すものは本工事の施工対象外とする。

1) 仮締切工事及び水替工事 (ただし、局部的な小水替は受注者が行うものとする。)

2) 資機材の現場搬入道路の設置・撤去及び補修工事

3) 箱抜き部等の二次コンクリート工事

4) 責任分界点までの引き込み外線工事

5) 屋内外照明設備工事

6) 既設ゲート設備の撤去工事

7) 建築工事

第3章 施工条件

1. 工程制限

据付工事は、令和8年1月10日より着手可能と考えている。

2. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日は次のとおりとする。

- (1) 工場製作の工事期間には、休日等4週8休を見込んでいる。
- (2) 現場据付の工事期間には雨天、休日等16日を見込んでいる。なお、休日等は土曜日、日曜日、祝日である。

3. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式1により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。

ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている195日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別記様式1と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結の日から令和8年3月10日（工事完了期限日）まで

4. 現場技術員

本工事は、共通仕様書（施）第1章1-1-12に規定している現場技術員を配置する。氏名等については、別に通知する。

第4章 現場条件

1. 関連工事等

受注者は、次に示す関連工事の受注者と相互に協力し、施工するものとする。

- 1) 吉田幹線排水路松館分木工その他工事
（施工予定時期 令和7年8月～令和8年3月）

2. 搬入路

現場への搬入路は、松館分木工では50t吊ラフテレーンクレーン、土井尻分木工では16t吊ラフテレーンクレーンの進入が可能である。

3. 第三者に対する措置

(1) 保安対策

本工事における交通誘導警備員は計上していないが、関連工事との調整及び現地交通状況等により必要な場合は、監督職員と協議し、契約変更の対象とする。

(2) その他

既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。

4. 関係機関との調整

受注者は、電源引込及び受電申込み又は受電申込書の作成について必要な調整を行わなければならない。

5. 安全対策（架空線等公衆物損事故防止）

架空線等上空施設の安全施設については、共通仕様書（土）第1編1-1-36及び3-2-2に基づき必要な措置を講じなければならない。

なお、架空線の防護措置における防護管設置に係る費用は計上していないが、契約後、架空線管

理者との協議及び関連工事受注者との調整結果により必要となった場合は、監督職員と協議し、契約変更の対象とする。

第5章 提出図書等

1. 承諾図書

共通仕様書（施）第1章1-1-7に示す実施仕様書・計算書及び詳細図の提出は工事の始期日から60日以内に提出するものとする。

また、承諾・不承諾は提出があった日から10日以内に文書で通知するものとする。

なお、松館分木工については実施設計中のため概略としており、監督職員から、余裕期間内に実施設計の検討結果を通知するとともに、必要に応じ契約変更する。

2. 施工図

受注者は、施工図が第三者の有する著作権を侵害し、発注者が著作権法に従い第三者に損害の回復等の処置を講じなければならないときは、発注者にかわり、その損害を負担し又は回復等の処置を講ずるものとする。

3. 官公庁等への手続等

共通仕様書（施）第1章1-1-47に示す書類は次のとおりとする。

東北電力申請書	提出部数	2部
---------	------	----

第6章 仮 設

1. 工事用電力

据付工事に使用する電力設備及び電力料金は受注者の負担とする。

2. 除雪工

本工事に除雪工は計上していないが、関連工事との工程調整等により、除雪の必要が生じた場合は、監督職員と協議し、契約変更の対象とする。

第7章 工事用地等

発注者が確保を予定している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、別図ー1に示すとおりである。

第8章 貸与する資料等

1. 貸与する資料等

本工事の設計・施工において関連する次の資料は貸与する。

なお、下記貸与資料のほか、実施設計中の「令和7年度横手西部農業水利事業吉田幹線排水路松館分木工実施設計その他業務」の検討結果を、工事着手前に提示する。

（1）資料名

平成27年度 横手西部農業水利事業
皆瀬3号幹線用水路実施設計業務報告書

（2）貸与期間

工事契約から工事完成まで

（3）返納場所

東北農政局 平鹿平野農業水利事業所

（4）貸与条件

貸与資料の内容については、発注者の許可なく他に公表してはならない。

第9章 試運転調整

本工事で実施する電気設備を含めた試運転調整に要する電力料金（基本料金・使用料金）は受注者において負担する。

なお、試運転調整の実施に当たっては、事前に詳細な実施計画書を作成し、監督職員に提出して承諾を得るものとする。

第10章 設計

1. 一般事項

- (1) 受注者は、本章に示す設計条件等に基づき設計図書及び第8章第1項の貸与する資料等について照査し、設備の製造設計を行うものとする。
- (2) 土地改良事業計画設計基準、関係する諸基準及び規格を遵守し、設計条件及び設置条件に対して十分な強度、性能及び機能を有するものとする。
- (3) 耐久性及び安全性並びに維持管理を考慮した構造とする。
- (4) 運転が確実で操作の容易なものとする。
- (5) 設計、製作、据付に当たって特許等を使用する場合はその詳細を明記するものとする。
- (6) 松館分水のゲートの設計諸元は、概略となっているため、変更する場合は監督職員から別途通知する。

2. 設計諸元

(1) ゲート設備

仕様項目	松館分水工	土井尻分水工
型式	ステンレス鋼製起伏ゲート	ステンレス鋼製起伏ゲート
純径間	8.00m	3.15m
扉高	1.10m	1.60m
ゲート敷高	EL64.548m	EL55.836m
門数	1門	1門
設計水位前面	EL65.948m	EL57.736m
設計水位後面	EL64.548m	EL55.836m
操作水位前面	EL65.948m	EL57.736m
操作水位後面	EL64.548m	EL55.836m
水密方式	前面三方ゴム水密	前面三方ゴム水密
開閉装置	ワイヤロープ式開閉装置	ワイヤロープ式開閉装置
駆動方式	電動及び手動	電動及び手動
開閉速度	全開より全閉まで 10min 程度 (電動時)	全開より全閉まで 10min 程度 (電動時)
揚程	0～60 度	0～60 度
操作方式	自動倒伏及び機側による電動 操作	自動倒伏及び機側による電動 操作
周囲条件	水質：淡水 気温：－20～40℃ 湿度：5～95%	水質：淡水 気温：－20～40℃ 湿度：5～95%
許容応力等	鋼構造物計画技術指針（水門扉 編）による。	鋼構造物計画技術指針（水門扉 編）による。

(2) 鋼製付属設備

1) 簡易スライドゲート

仕様項目	松館分水工（分水管ゲート）	松館分水工（バイパス管ゲート）
型式	ステンレス製簡易スライドゲート	ステンレス製簡易スライドゲート
有効幅	0.800m	0.700m
有効高	0.800m	0.700m

ゲート敷高	EL65.480m	EL65.480m
水密方式	後面4方ゴム水密	後面4方ゴム水密
開閉装置	スリントール式開閉装置	スリントール式開閉装置
駆動方式	手動	手動

(3) 土木構造物の設計条件

土木構造物の荷重条件は下表を満足していることを確認するものとする。

分土工	土木構造物	荷重作用時期	最大荷重
松館分土工	操作台（開閉装置）	水門設備稼働時	4.5 kN
	底部（ゲート）	水門設備稼働時	3.0 kN
土井尻分土工	操作台（開閉装置）	水門設備稼働時	3.0 kN
	底部（ゲート）	水門設備稼働時	1.6 kN

3. 材料

(1) 主要材料は、JIS規格品又は同等品以上とする。

(2) 構造計算の結果、決定する使用材料は、製鉄所のミルシート又は引張試験成績書等を提出し、監督職員の承諾を受けるものとする。

材 料 名	規 格	適 用
一般構造用圧延鋼材	JISG3101	戸当り埋設部
ステンレス鋼	JISG4304	扉体、戸当り露出部
ステンレス鋼棒	JISG4303	扉体

第11章 構造及び製作

1. 一般事項

- (1) 本設備の製作に必要な機器及び材料は、共通仕様書（施）第2章「機器及び材料」及び第4章「水門設備」によるものとする。
- (2) 本設備の構造及び製作は、共通仕様書（施）第3章「共通施工」及び第4章「水門設備」によるものとする。
- (3) 本設備は、共通仕様書（施）第4章「水門設備」によるものとするが、受注者の新技術及び新製品等があれば提案を行うことが可能である。
- (4) 水門設備の主要部は運転開始から長期の運転に耐えうる設計を行うこと。

2. ゲート設備

(1) 扉体

- 1) 扉体はステンレス材を使用するものとする。
- 2) 操作可能な開度において有害な振動を起こさない形状、支持構造とするものとする。

(2) 戸当り

- 1) 取付ボルトは、ステンレス材を使用するものとする。
- 2) 外部に露出する鋼板及び材料は、ステンレス材を使用するものとする。

(3) 水密構造

- 1) 水密ゴムの取付けボルトは、ステンレス材を使用するものとする。

(4) 巻上装置

- 1) 巻上装置はワイヤロープ式とし、操作盤搭載型とする。
- 2) ワイヤロープの材質はステンレス材を使用するものとする。
- 3) 規定水位（松館分土工設計水位：EL65.948m、土井尻分土工設計水位：EL57.736mを超える水位）に達した場合は自動倒伏が可能なものとする。

第12章 運転操作

水門設備の運転操作内容は、別紙ー4「運転操作要領」のとおりとする。

第 13 章 電気通信設備

1. 一般事項

- (1) 低圧動力設備に関する一般仕様は、「電気設備標準機器仕様書」（令和元年 7 月農林水産省農村振興局整備部設計課）に準ずるものとする。各設備、機器、器具ごとの仕様、適用規格等（JIS、JEC、JEM 等）は、共通仕様書（施）及び関係諸基準に準ずるものとする。
- (2) 使用する機器、器具等は日本国内で調達可能なものとする。
- (3) 外部から引込み又は引出す電源線・信号線等の接続部には、避雷器等を設置し雷害対策を行うものとする。
- (4) 回路構成等
 - 1) ゲート設備の主回路及び制御回路を内蔵し、かつ簡単な回路設計を基本とする。
 - 2) スペースヒータはトグルスイッチ及びサーモスタットにより、入・切する。
- (5) 指示計及び表示灯
 - 1) 電圧計、電流計は広角形とし、電流計はモータごとに対応させる。
 - 2) 状態表示及び故障表示は集合表示としランプテストができるものとする。
 - 3) 計器類及び表示灯は外部から見やすい位置に配置するものとする。
 - 4) 開度計の開度は、0～100%表示とする。
- (6) 設置場所
ゲート操作盤（巻上装置搭載型）は、操作、保守点検及び修理を原則として前面からできる構造とし、ゲート開閉動作の確認が容易で機器の搬入搬出に支障のない位置に設置する。

2. 設備概要

本ゲート設備の電気設備は、200V（三相 3 線、50Hz）及び 100V（単相 2 線、50Hz）で受電するものとする。

なお、東北電力株式会社との責任分界点は、引込柱に設置する開閉器の一次側接続点とする。

3. 負荷設備等

(1) 引込開閉器盤（松館分木工）

1) 一般事項

200V 及び 100V で受電し、取引用計器及び遮断器等を取り付けるものとする。

2) 適用規格

JEM1267

3) 機器の仕様

①形式

屋外装柱型

②数量

1 面

③使用場所

屋外

4) 概略寸法(mm)

幅 505mm×高さ 1030mm×奥行 200mm 程度

5) 材質

SUS304

6) 盤面取付器具

①名称板

1 式

7) 盤内取付器具

①漏電遮断器 3P 50AF/40AT

1 個

②漏電遮断器 2P 50AF/30AT

1 個

③配線用遮断器 2P 30AF/15AT

2 個

④電源用避雷器 2P

1 個

⑤電力量計取付スペース（動力、電灯）

1 式

(2) 引込開閉器盤（土井尻分木工）

1) 一般事項

200V 及び 100V で受電し、取引用計器及び遮断器等を取り付けるものとする。

2) 適用規格

JEM1267

3) 機器の仕様

①形式

屋外装柱型

②数量

1 面

③使用場所	屋外
4) 概略寸法(mm)	幅 505mm×高さ 1030mm×奥行 200mm 程度
5) 材質	SUS304
6) 盤面取付器具	
①名称板	1 式
7) 盤内取付器具	
①漏電遮断器 3P 50AF/40AT	1 個
②漏電遮断器 2P 30AF/20AT	1 個
③配線用遮断器 2P 30AF/15AT	2 個
④電源用避雷器 2P	1 個
⑤電力量計取付スペース (動力、電灯)	1 式
(3) 搭載型操作盤 (松館分木工)	
1) 形式	屋外型
2) 数量	1 面
3) 構造	前面扉 (監視窓付)
4) 材質	SUS304
5) 概略寸法(mm)	幅 500mm×高さ 700mm×奥行 320mm 程度
(床面から搭載型操作盤天端までの高さ H=1,680mm 程度)	
6) 盤面取付機器	
①名称板	1 式
②交流電流計 3P-200V	1 個
③交流電圧計 3P-200V	1 個
④開度計 (0~100%)	1 個
⑤操作釦 (正面扉内)	6 個
⑥非常停止釦 (正面扉内)	1 個
⑦トグルスイッチ	1 個
⑧状態表示灯 (集合式)	18 個
⑨表示確認用窓	1 箇所
⑩操作用正面扉	1 箇所
7) 盤内収納機器	
①漏電遮断機 3P 50AF/20AT	1 個
漏電アラーム付	
②配線用遮断器 3P-30AF/15AT	1 個
③配線用遮断器 2P-30AF/10AT	1 個
④電源用避雷器 3P	1 個
⑤サーキットプロテクタ 3A	2 個
⑥電磁接触器 可逆式	1 組
⑦電磁接触器 非可逆式	1 個
⑧接点溶着検出器	1 個
⑨ショックリレー	1 個
⑩3Eリレー	1 個
⑪カレントコンバーター	1 個
⑫進相コンデンサー 30 μ F	1 個
⑬計器用変流器 (CT)	2 個
⑭過電流継電器 (SOR)	1 個
⑮補助継電器	1 式
⑯盤内スペースヒーター	1 式
温度調節器付	
⑰予備品、付属品	1 式
(補助リレー類 各 1 個、予備品箱 1 箱)	

(4) 搭載型操作盤 (土井尻分木工)

- | | | |
|--------------------------------|----------------------------------|-----|
| 1) 形 式 | 屋外型 | |
| 2) 数 量 | 1 面 | |
| 3) 構 造 | 前面扉 (監視窓付) | |
| 4) 材 質 | SUS304 | |
| 5) 概略寸法(mm) | 幅 500mm×高さ 700mm×奥行 320mm 程度 | |
| | (床面から搭載型操作盤天端までの高さ H=1,650mm 程度) | |
| 6) 盤面取付機器 | | |
| ①名称板 | 1 式 | |
| ②交流電流計 3P-200V | 1 個 | |
| ③交流電圧計 3P-200V | 1 個 | |
| ④開度計 (0~100%) | 1 個 | |
| ⑤操 作 釦 (正面扉内) | 6 個 | |
| ⑥非常停止釦 (正面扉内) | 1 個 | |
| ⑦トグルスイッチ | 1 個 | |
| ⑧状態表示灯 (集合式) | 1 8 個 | |
| ⑨表示確認用窓 | 1 箇所 | |
| ⑩操作用正面扉 | 1 箇所 | |
| 7) 盤内収納機器 | | |
| ①漏電遮断機 3P 50AF/20AT | 1 個 | |
| 漏電アラーム付 | | |
| ②配線用遮断器 3P-30AF/15AT | 1 個 | |
| ③配線用遮断器 2P-30AF/10AT | 1 個 | |
| ④電源用避雷器 3P | 1 個 | |
| ⑤サーキットプロテクタ 3A | 2 個 | |
| ⑥電磁接触器 可逆式 | 1 組 | |
| ⑦電磁接触器 非可逆式 | 1 個 | |
| ⑧接点溶着検出器 | 1 個 | |
| ⑨ショックリレー | 1 個 | |
| ⑩3Eリレー | 1 個 | |
| ⑪カレントコンバーター | 1 個 | |
| ⑫進相コンデンサー 20 μ F | 1 個 | |
| ⑬計器用変流器 (CT) | 2 個 | |
| ⑭過電流継電器 (SOR) | 1 個 | |
| ⑮補助継電器 | 1 式 | |
| ⑯盤内スペースヒーター | 1 式 | |
| 温度調節器付 | | |
| ⑰予備品、付属品 | 1 式 | |
| (補助リレー類 各 1 個、予備品箱 1 箱) | | |
| (5) 巻上装置仕様 (松館分水工) | | |
| 1) 巻上装置 | | 1 台 |
| 型 式 電動ワイヤロープ駆動方式 (操作盤搭載型) | | |
| 巻上能力 35kN | | |
| 巻上速度 42.0 cm/min (モータ 1450rpm) | | |
| 自動転倒装置 (フロート式水位検出装置) | | |
| 2) 駆動ユニット | | 1 式 |
| 電動機 200V、0.75 kW、4P、50Hz | | |
| 減速比 電動：1/4646、手動：1/188 | | |
| (6) 巻上装置仕様 (土井尻分水工) | | |
| 1) 巻上装置 | | 1 台 |
| 型 式 電動ワイヤロープ駆動方式 (操作盤搭載型) | | |
| 巻上能力 24kN | | |

巻上速度 33.5 cm/min (モータ 1450rpm)

自動転倒装置 (フロート式水位検出装置)

2) 駆動ユニット

1 式

電動機 200V、0.4 kW、4 P、50Hz

減速比 電動：1/4645、手動：1/306

第 14 章 塗 装

1. 一般事項

(1) 外注品の塗装はメーカー標準塗装とし、塗装色は監督職員の承諾を受けるものとする。

(2) 扉体、戸当り及び巻上装置のステンレス部材並びにコンクリート埋設部材については塗装を行わないものとする。なお、ステンレス部材はコンクリート埋設部を除き、酸洗いを十分に行うものとする。

第 15 章 据 付

受注者は設計変更が生じ、契約変更に必要な測量・設計図書の作成を監督職員から指示された場合は、それに応ずるものとする。

なお、その経費については別途協議するものとする。

1. 一般事項

据付は、共通仕様書（施）第 3 章第 7 節から第 13 節によるものとし、特記及び追加事項は次によるものとする。

2. 据付基準点

本工事の据付基準点は、別途監督職員が指示する基準点を使用するものとする。

3. 機械設備

(1) 設備の配置は、操作及び保守点検が容易なように配置するものとする。

(2) 設備の据付に重機械を使用する場合は、既設構造物に損傷を与えないように留意するものとする。

(3) 扉体の据付にあたっては、損傷を与えないように、かつ機能を十分に発揮するように正確に据付けなければならない。

(4) 小配管設備の振動絶縁等が必要な所にはフレキシブルジョイントを設けるものとする。

4. 電気設備

(1) 配線、配管は、コンクリート内埋設を原則とする。

(2) 監督職員の指示する位置に引込柱を建柱するものとする。

(3) 電気設備技術基準に基づき D 種接地を設けるものとする。

(4) 電線等を地中埋設する場合は、その位置が明確になるようにしなければならない。

(5) 電気盤、電気設備用配管類の据付は、地震時における水平移動・転倒等の事故を防止するため、法令・基準等に準拠した耐震設計を行い、監督職員の承諾を受け施工するものとする。

なお、電気盤については、日本電機工業会（JEMA）技術資料「配電盤・制御盤の耐震設計指針（JEM-TR144）」、電気設備用配管類については、日本建築センター「建築設備耐震設計・施工指針」を使用する。

また、耐震クラスは「配電盤・制御盤の耐震設計指針 表 1 盤の耐震クラス、耐震機能クラス、盤の用途別分類及び建物の耐震クラスの関係」に示す A クラス以上とする。

(6) 電気設備を固定するアンカーボルトに、あと施工アンカーを使用する場合は、おねじ形の金属拡張アンカー又は接着系アンカーを使用するものとする。

なお、めねじ形の金属拡張アンカーは原則として使用しないものとする。

(7) プルボックスはステンレス鋼板製を用い、露出電線管の分岐や電線の接続、引出等に用いるものとし、雨水等の進入がないよう防水処理を施さなければならない。

5. 据付材料

本工事で据付時に使用する主要材料は、共通仕様書（施）第2章によるものとし、特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

（1）見本又は資料の提出

下記に示す据付材料は、使用前に下記の資料を監督職員に提出し承諾を得た後に使用するものとする。

材 料 名	提 出 物
アンカーボルト	カタログ、試験成績書
配線・配管	カタログ
コンクリート引込柱	カタログ

6. 特定建設資材等の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

第16章 施工管理等

1. 主任技術者等の資格

主任技術者等の資格は、入札説明書による。

2. 施工管理

施工管理は、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等施工管理基準」及び共通仕様書（施）による。

なお、これらに定められていない事項については、受注者の基準によるが、この場合はあらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。

3. 工事現場等における遠隔確認について

（1）本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認（以下「遠隔確認」という）を行う工事である。

（2）遠隔確認の活用は、「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」（令和6年3月22日5農振第3079号）によるものとする。

（3）農林水産省が推奨するWeb会議システムは、Microsoft Teams である。

（4）通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。

4. 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。

黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。

（１）使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下「機器等」という。)は、「施設機械工事等施工管理基準 第１編 共通編 第２章 撮影記録による施工管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき記号のリスト (CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。

（２）機器等の導入

１）黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

２）受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

（３）黒板情報の電子的記入に関する取扱い

１）受注者は、（１）の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

２）本工事の工事写真の取扱いは、「施設機械工事等施工管理基準 第１編 共通編 第２章 撮影記録による施工管理」及び「電子化写真データの作成要領(案)」にするものとする。なお、上記１)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案) ６ 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

３）黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写しこんだ写真を撮影する必要はない。

（４）写真の納品

受注者は、（３）に示す、黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に URL(<http://www.cals.jacis.or.jp/CIM/sharing/index.html>)のチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

（５）費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

第 17 章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書と異なる場合、あるいは設計図書に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

- １）設計諸元等条件変更に係るもの
- ２）関連工事との調整に係るもの
- ３）不可抗力によるもの
- ４）法・基準の改正に係るもの
- ５）その他本仕様書に定めのないもの

第 18 章 公共事業関係調査に対する協力

受注者は、本工事が公共事業関係調査の対象となった場合、協力しなければならない。

第 19 章 施工箇所が点在する工事の適用

- １．本工事は、施工箇所が点在する工事であり、『横手市平鹿町醍醐字沖田地区（松館分水工）、横手

市平鹿町浅舞字館廻地区（土井尻分水工）（以下、工事箇所という）』ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算方法」による工事である。

2. 本工事における共通仮設費の金額は、工事箇所ごとに算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、工事箇所ごとに算出した現場管理費を合計した金額とする。さらに、据付間接費の金額も同様に、工事箇所ごとに算出した据付間接費を合計した金額とする。
- なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正（施工地域による補正等）については、工事箇所ごとに設定する。一般管理費等及び設計技術費については、工事箇所ごとではなく、通常の積算方法により算出する。

第20章 その他

1. 電子納品

工事完成図書を共通仕様書（施）第1章1-1-27及び1-1-29に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・ 工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R 又は BD-R） 正副2部

2. 主任技術者等の専任期間

- (1) 請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。
- (2) 契約締結の日から工事着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
- (3) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。
- (4) 工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間については、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括管理することができる。

3. 契約後VE提案

(1) 定義

「VE提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) VE提案の意義及び範囲

- 1) VE提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。
- 2) ただし、次の提案は、VE提案の範囲に含めないものとする。
 - ① 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
 - ② 工事請負契約書第18条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案
 - ③ 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) VE提案書の提出

- 1) 受注者は、(2)のVE提案を行う場合、次に掲げる事項をVE提案書（共通仕様書（施）工事関係書類様式（様式6-1～様式6-4）に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - ① 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由
 - ② VE提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
 - ③ VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

- ④発注者が別途発注する関連工事との関係
- ⑤工業所有権を含む VE 提案である場合、その取扱いに関する事項
- ⑥その他 V E 提案が採用された場合に留意すべき事項
- 2) 発注者は、提出された VE 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
- 3) 受注者は、VE 提案を契約締結の日より、当該 VE 提案に係る部分の施工に着手する日の 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。
- 4) VE 提案の提出費用は、受注者の負担とする。
- (4) V E 提案の適否等
 - 1) 発注者は、VE 提案の採否について、原則として、VE 提案を受領した日の翌日から 14 日以内に書面（共通仕様書（施）工事関係書類様式（様式 6-5）により通知するものとする。
ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。
 - 2) VE 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
 - 3) VE 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。
 - 4) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 19 条の 2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。
 - 5) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。
 - 6) 前項の変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する額（以下「VE 管理費」という。）を削減しないものとする。
 - 7) VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者が VE 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。
 - 8) 発注者は、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記 6）の VE 管理費については、変更しないものとする。
ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。
- (5) V E 提案書の使用
発注者は、VE 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容が無償で使用する権利を有するものとする。
- (6) 責任の所在
発注者が VE 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

4. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解の上、対応するものとする。

- (1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議）
工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。
- (2) 工事円滑化会議（工程確認会議）
工事着手時及び新工種発生時等において、現場代理人及び受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員が、施工計画、工事工程等について、確認し、

円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(3) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人及び受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員が、工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(4) 建設コンサルタントの出席

上記(1)、(2)及び(3)の会議に必要なに応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関らず変更契約の対象としない。

(5) 工事円滑化会議及び設計変更確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書（施）工事関係書類様式（様式 42））に記録し、相互に確認するものとする。

5. 工事付属品

本工事で製作据付した設備の維持管理及び運転操作に必要な図書等は、工事付属品として監督職員の指示する場所に2部を備え付けなければならない。

6. 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について

(1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土地改良事業等請負工事積算基準（以下「積算基準」という。）の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

(2) 受注者から請負代金内訳書の提出があった後、発注者は共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を提示するものとする。

(3) 受注者は、当初契約締結後、(2)で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した実施計画書（別紙-2（様式1））を作成し、監督職員に提出するものとする。

(4) 最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合は、変更実施計画書（別紙-3（様式2））及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

(5) 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

(6) 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、共通仮設費率分は、積算基準に基づく算出額から実施計画書（別紙-2（様式1））に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。

また、現場管理費は、積算基準に基づく算出額から実施計画書（別紙-2（様式1））に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。

(7) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。

(8) 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

7. 現場環境の改善の試行

本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

（1）内容

受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- ア 洋式（洋風）便器
- イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- ウ 臭い逆流防止機能
- エ 容易に開かない施錠機能
- オ 照明設備
- カ 衣類掛け等のフック、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ケ サニタリーボックス
- コ 鏡と手洗器
- サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- シ 便房内寸法900×900mm以上（面積ではない）
- ス 擬音装置（機能を含む）
- セ 着替え台
- ソ 臭気対策機能の多重化
- タ 室内温度の調整が可能な設備
- チ 小物置き場（トイレトーパー予備置き場等）

（2）快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記（1）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格、基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基／工事（施工箇所）※までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基／工事（施工箇所）※より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

※本工事は、施工箇所が点在する工事であり、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。

（3）快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

8. 週休2日による施工

- （1）本工事は、月単位の週休2日に取り組むことを前提として、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議した上、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする

- （2）週単位の週休2日とは、対象期間のすべての週において、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら2日以上現場閉所を行うことは可能とする。月単位の週休2日とは、対象期間において、すべての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容

は次のとおりである。

ア 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間、8 月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

イ 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1 日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。

ウ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(3) 週休 2 日（4 週 8 休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。

ア 受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休 2 日の取組について工事着手前に選択し、週休 2 日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。

イ 受注者は、週休 2 日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休 2 日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。

ウ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休 2 日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。

エ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記イの記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。

オ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。

(4) 監督職員が週休 2 日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。

(5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。

ア 補正係数

	週単位の週休 2 日 現場閉所 1 週間に 2 日以上	月単位の週休 2 日 現場閉所率 28.5%(8 日/28 日)以上
労務費	1.02	1.02
共通仮設費（率分）	1.05	1.04
現場管理費（率分）	1.06	1.05

イ 補正方法

当初積算において月単位の週休 2 日の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて、工事請負契約書第 25 条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき精算変更を行う。週単位の週休 2 日を達成した場合は、上記アに示す週単位の補正係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休 2 日を達成できない場合は、補正を行わずに減額変更する。また、提出された工程表が週休 2 日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成 15 年 2 月 19 日付け 14 地第 759 号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙 8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数 10 点を減ずるものとする。

9. 週休 2 日制の促進

本工事は、週休 2 日制工事の促進における履行実績取組証明書の発行を行う工事である。

10. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

(1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

(2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

ア 真夏日

日最高気温が30℃以上の日をいう。

イ 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

ウ 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

(3) 受注者は、工事着手前に工期期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

(4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。

なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

(5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

(6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする

$$\text{補正値(\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数※}$$

※ 補正係数：1.2

11. CORINSへの登録

技術者の従事期間は、契約(変更の場合は、変更契約)工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

12. 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について

(1) 受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配慮しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。なお、被災地域における被災農林漁家を雇用した場合は、月毎の被災農林漁家の雇用実績人数を提出すること。

(2) 発注者は、被災農林漁家の雇用実績を確認した場合は、工事成績評定別紙7に示す「6. 社会性等」に、次の評価項目を追加した上で最大7.5点を加點評価する。ただし、工事成績評定の合計は100点を超えないものとする。

[事業(務)所長]

【被災農林漁家の就労機会の確保】

☐ 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を雇用した。

☐ 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名又は長期に渡って雇用した。

☐ 令和6年9月20日からの大雨注1の被災地域における被災農林漁家を複数名、長期に渡って雇用した。

第22章 定めなき事項

(1) 契約書、設計図面及び本仕様書に示されていない事項であっても構造、機能上又は製作据付上当然必要と認められる軽微な事項については受注者の負担で処理するものとする。

- (2) この仕様書に定めない事項又はこの工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙－1

工 事 数 量 表 (松館分水工)

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
直接製作費				
1. 水門扉製作工	松館分水工			
(1) 扉体工	松館分水工 (ステンレス鋼製起伏ゲートB8.0m×H1.1m)			
扉体工 (材料費)－水門扉－		式	1.000	
扉体工 (労務費及び塗装費)		式	1.000	
(2) 戸当り工	松館分水工			
戸当り工 (材料費)－水門扉－		式	1.000	
戸当り工 (労務費及び塗装費)		式	1.000	
(3) 開閉装置工	ワイヤーロープ式			
開閉装置 (機器単体費・ワイヤーロープ式)		式	1.000	
2. 電気設備工	松館分水工			
(1) 引込設備工	松館分水工受電設備 引込開閉器盤 (屋外装柱型)			
引込設備工		式	1.000	
3. 鋼製付属設備製作工	松館分水工			
(1) 鋼製付属設備製作工	松館分水工 分水管ゲート			
鋼製付属設備工 (機器単体費)	有効幅 0.8m、有効高0.8m 後面4 方ゴム水密	式	1.000	
(2) 鋼製付属設備製作工	松館分水工 バイパス管ゲート			
鋼製付属設備工 (機器単体費)	有効幅 0.7m、有効高0.7m 後面4 方ゴム水密	式	1.000	
直接工事費				
1. 輸送費	松館分水工			
(1) 輸送費	松館分水工 起伏ゲート			
輸送費 (河川用水門)		式	1.000	
輸送費 (鋼製付属)		式	1.000	
輸送費 (電気通信設備)		式	1.000	
2. 水門扉据付工	松館分水工			

別紙－1

工 事 数 量 表 (松館分木工)

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
(1)水門据付工	松館分木工 (ステンレス鋼製起伏ゲートB8.0m×H1.1m)			
水門扉据付工		式	1.000	
水門扉据付工 (直接経費)		式	1.000	
3. 電気盤類据付工 (用排水機以外)	松館分木工			
(1)受電盤据付工	受電設備引込開閉器盤 (屋外装柱式)			
受電盤据付工		式	1.000	
(2)電気共通設備工 (用排水機以外)	松館分木工			
配管工		式	1.000	
配線工		式	1.000	
建柱及び支線設置工 (用排水機以外)		式	1.000	
接地工 (用排水機以外)		式	1.000	
配管付属品等		式	1.000	
4. 鋼製付属設備据付工	松館分木工			
(1)鋼製付属設備据付工	分水管ゲート			
鋼製付属設備据付工	ステンレス製簡易スライドゲート B0.8×H0.8	式	1.000	
鋼製付属設備据付工 (直接経費)	ステンレス製簡易スライドゲート B0.8×H0.8	式	1.000	
(2)鋼製付属設備据付工	パイプ管ゲート			
鋼製付属設備据付工	ステンレス製簡易スライドゲート B0.7×H0.7	式	1.000	
鋼製付属設備据付工 (直接経費)	ステンレス製簡易スライドゲート B0.7×H0.7	式	1.000	

工 事 数 量 表（土井尻分水工）

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
直接製作費				
1. 水門扉製作工	土井尻分水工			
(1) 扉体工	土井尻分水工（ステンレス鋼製 起伏ゲートB3.15m×H1.6 m）			
扉体工（材料費）－水門扉－		式	1.000	
扉体工（労務費及び塗装費）		式	1.000	
(2) 戸当り工	土井尻分水工			
戸当り工（材料費）－水門扉－		式	1.000	
戸当り工（労務費及び塗装費）		式	1.000	
(3) 開閉装置工	ワイヤーロープ式			
開閉装置（機器単体費・ワイヤーロープ式）		式	1.000	
2. 電気設備工	土井尻分水工			
(1) 引込設備工	土井尻分水工受電設備 引込開閉器盤（屋外装柱 型）			
引込設備工		式	1.000	
直接工事費				
1. 輸送費	土井尻分水工			
(1) 輸送費	土井尻分水工 起伏ゲート			
輸送費（河川用水門）		式	1.000	
輸送費（電気通信設備）		式	1.000	
2. 水門扉据付工	土井尻分水工			
(1) 水門据付工	土井尻分水工（ステンレス鋼製 起伏ゲートB3.15m×H1.6 m）			
水門扉据付工		式	1.000	
水門扉据付工（直接経費）		式	1.000	
3. 電気盤類据付工（用排水機以外）	土井尻分水工			
(1) 受電盤据付工	受電設備引込開閉器盤 （屋外装柱式）			
受電盤据付工		式	1.000	

工 事 数 量 表（土井尻分水工）

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
（２）電気共通設備工(用排水機以外)	土井尻分水工			
配管工		式	1. 000	
配線工		式	1. 000	
建柱及び支線設置工（用排水機以外）		式	1. 000	
接地工（用排水機以外）		式	1. 000	
配管付属品等		式	1. 000	

(様式 1)

実績変更対象費に関する実施計画書

費 目		費 用	内 容	計上額
共 通 仮 設 費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者 宿舎、倉庫、材料保管場所等 の敷地借上げに要する地代及 びこれらの建物を建築する代わ りに貸しビル、マンション、民家 等を長期借上げする場合に要 する費用	
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿 泊する場合に要する費用	
		労働者送 迎費	労働者をマイクロバス等で日々 当該現場に送迎輸送(水上輸 送を含む)をするために要する 費用(運転手賃金、車両損料、 燃料費等含む)	
	小 計			
現 場 管 理 費	労 務 管 理 費	募集及び 解散に要 する費用	労働者の赴任手当、労働者の 帰省旅費、労働者の帰省手当	
		賃金以外 の 食 事、 通勤等に 要する費 用	労働者の食事補助、交通費の 支給	
	小 計			
合 計				

(様式2)

実績変更対象費に関する変更実施計画書

費 目		費 用	内 容	計上額 (当初)	計上額 (変更)	差額
共 通 仮 設 費	営 繕 費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用			
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用			
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）			
	小 計					
現 場 管 理 費	労 務 管 理 費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当			
		賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の食事補助、交通費の支給			
	小 計					
合 計						

運転操作要領

1. 運転操作の概要

(1) 運転操作

本ゲート設備は、機側からの操作とする。

(2) 運転操作の優先順位（起伏ゲート）

運転操作の優先順位は、単独操作、自動操作の順とする。

2. 運転操作の内容

(1) 単独操作は、運転操作員がその動作を確認しながら運転する方式である。

(2) 水位による開度制御を行うとともに、上限設定水位未満においては起立状態とし、水位が上限設定水位に達した場合は倒伏操作を行う。（起伏ゲート）

(3) 起立、倒伏操作は電動及び手動が可能であること。（起伏ゲート）

(4) 単独操作は任意の状態での起立、倒伏操作が可能であること。（起伏ゲート）

(5) 自動操作は幹線水路水位が上限設定水位に達した時、倒伏する制御方式であること。（起伏ゲート）

3. 保護警報（起伏ゲート）

異常状態を巻上装置搭載操作盤に表示すると共に、ブザー等の警報を発するものとする。

保護項目

3E 動作

接点溶着

漏電

ワイヤ弛み

ワイヤ異常

ショックリレー動作

非常停止

ブレーカトリップ

(別記様式1)

工 期 通 知 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

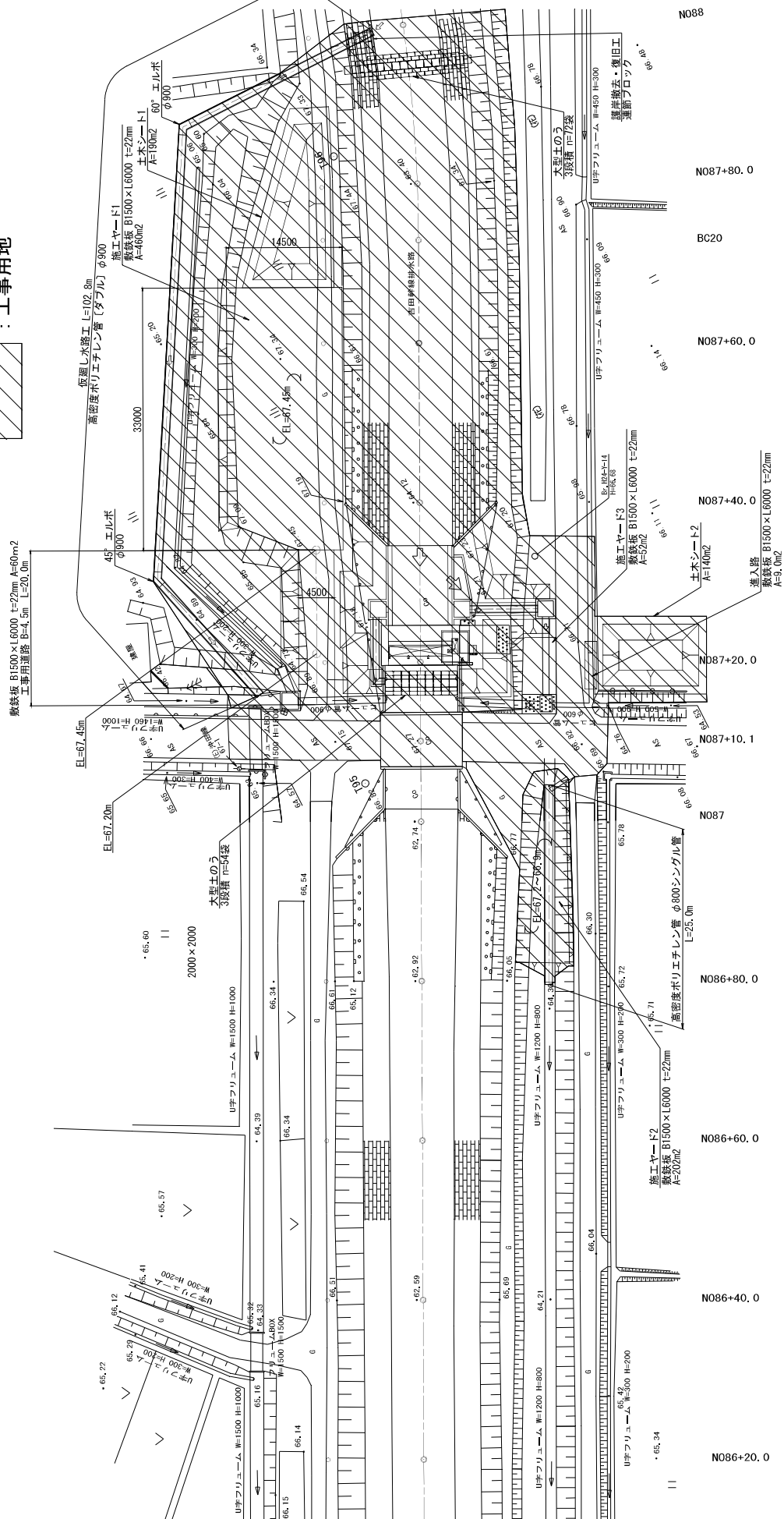
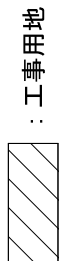
(分任) 支出負担行為担当官
〇〇 〇〇 様

住所
商号又は名称
氏名 印

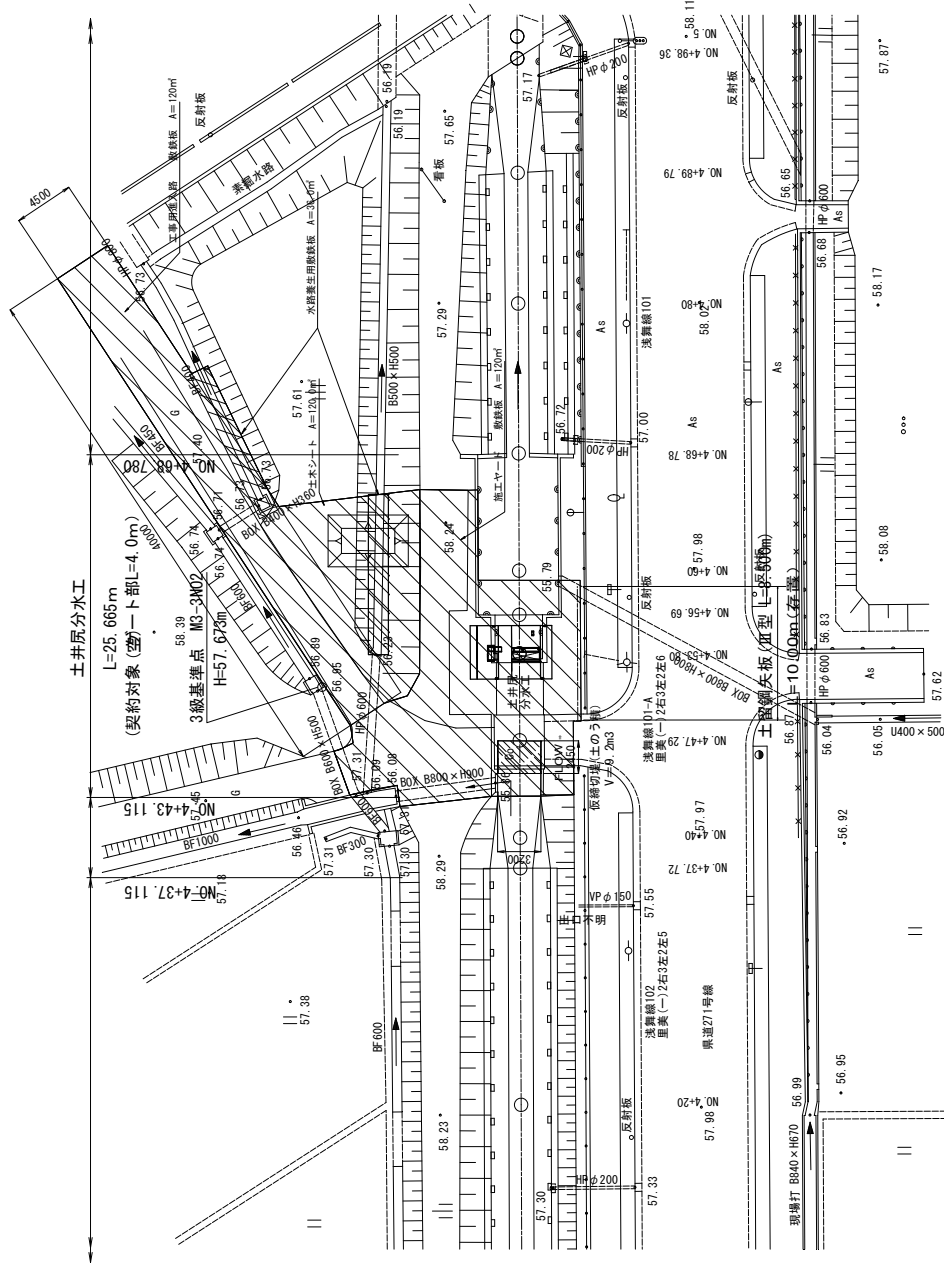
次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	〇〇〇〇工事
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。
※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。



土井尻分水工



令和7年度 横手西部農業水利事業

吉田幹線排水路松館分木工他ゲート設備製作据付工事

図 面 目 録

図面番号	図 面 名 称	枚 数	備 考
1	位 置 図	1	
2	松館分木工 縦断平面図	1	
3	松館分木工 起伏ゲート一般図	1	
4	松館分木工 扉体組立図	1	
5	松館分木工 左岸側側部戸当り組立図	1	
6	松館分木工 右岸側側部戸当り組立図	1	
7	松館分木工 下部戸当り組立図	1	
8	松館分木工 水密詳細図	1	
9	松館分木工 巻上機詳細図	1	
10	松館分木工 盤外形図・単線結線図	1	
11	松館分木工 電気配線一般図	1	
12	松館分木工 分水管ゲート詳細図	1	
13	松館分木工 バイパス管ゲート詳細図	1	
14	土井尻分木工 平面図	1	
15	土井尻分木工 起伏ゲート一般図	1	
16	土井尻分木工 扉体組立図	1	
17	土井尻分木工 左岸側側部戸当り組立図	1	
18	土井尻分木工 右岸側側部戸当り組立図	1	
19	土井尻分木工 下部戸当り組立図	1	
20	土井尻分木工 水密詳細図	1	
21	土井尻分木工 巻上機詳細図	1	
22	土井尻分木工 盤外形図・単線結線図	1	
23	土井尻分木工 電気配線一般図	1	
計		23	